

放課後児童健全育成事業等補助金交付要領（熊本県、令和6年度分）

（趣旨）

第1条 この補助金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、）第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業を推進することを目的として、市町村に対し、予算の範囲内において交付するものとし、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業  
「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日付け成環第5号）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）の別添1に基づき市町村が行う事業
- (2) 放課後子ども環境整備事業  
実施要綱の別添2に基づき市町村が行う事業
- (3) 放課後児童クラブ支援事業  
実施要綱の別添3、別添4及び別添5に基づき市町村が行う事業
- (4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業  
実施要綱の別添6に基づき市町村が行う事業
- (5) 障がい児受入強化推進事業  
実施要綱の別添7に基づき市町村が行う事業
- (6) 小規模放課後児童クラブ支援事業  
実施要綱の別添8に基づき市町村が行う事業
- (7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業  
実施要綱の別添9に基づき市町村が行う事業
- (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業  
実施要綱の別添10に基づき市町村が行う事業
- (9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業  
実施要綱の別添11に基づき市町村が行う事業
- (10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業  
実施要綱の別添12に基づき市町村が行う事業
- (11) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）  
実施要綱の別添13に基づき市町村が行う事業
- (12) 放課後児童クラブ長期休暇受入支援事業  
長期休暇中に新たに支援の単位を設けて実施要綱の別添1に基づき市町村が行う事業

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、基準額表の第1欄に定める区分ごとに次により算定された額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）の合計額とする。

- (1) 基準額表の第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に要項別表の補助率を乗じる。  
前条第1号の事業については、放課後児童クラブの支援の単位ごとに、基準額表の第2欄に定める基準額と基準額表の第2欄に定める基準額の70%の額に以下の要件を満たす場合の各々の加算額を合計した額を比較して少ない方の額を選定し、当該選定額を基準額と読み替えて前項の規定を適用する。

要件	加算額
① 19時まで開所時間延長	基準額表の第2欄に定める基準額の10%

・ 19時を超えて開所できる体制を整えておくこと。	
②長期休暇時の開所 ・ 小学校の長期休暇時に開所する旨規定されていること。	基準額表の第2欄に定める基準額の10%
③小学6年生までの受入れ体制整備 ・ 小学6年生まで受入れ可能な体制を整えておくこと。	基準額表の第2欄に定める基準額の10%

上記要件を、各市町村の条例、要項、各放課後児童クラブの運営規程で確認する。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。  
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(交付申請)

第5条 要項第3条第1項の申請書は、別に定める日までに提出するものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
  - (1) 放課後児童健全育成事業等補助金所要額調書（別表1）
  - (2) 放課後児童健全育成事業等補助金事業計画書（別表2）
  - (3) その他参考となる資料

(変更交付申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別に指示する日までにを行うものとする。

- 2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、前条第2項に定める様式を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときには、当該期間を短縮することができる。

(実績報告)

第8条 要項第9条第1項の実績報告書は、別に定める日までに提出するものとする。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項3号のその他知事が必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業等補助金精算額調書（別表3）
- (2) 放課後児童健全育成事業等補助金事業実績書（別表4）
- (3) その他参考となる書類

（補助金の返還）

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別に定める日までにその超える部分について、県に返還することを命ずる。

また、補助金の額を確定した後において、交付すべき補助金の額を超えて交付されていることが判明した場合も同様とする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）9月3日から施行し、令和元年（2019年）4月1日から適用する。

この要領は、令和2年（2020年）8月31日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

この要領は、令和3年（2021年）6月7日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

この要領は、令和4年（2022年）7月4日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

この要領は、令和4年（2022年）11月24日から施行し、令和4年（2022年）10月1日から適用する。

この要領は、令和5年（2023年）10月20日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

この要領は、令和6年（2024年）10月17日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

基準額表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
放課後児童健全育成事業	<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>① 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合</p> <p>※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>1 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 4,313,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×29,000円</p> <p>(2) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 6,552,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） ×26,000円</p> <p>(3) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,552,000円</p> <p>(4) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 6,552,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×75,000円</p> <p>(5) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,601,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×26,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円</p> <p>(2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 302,000円</p> <p>2 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円</p> <p>(2) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,102,000円</p> <p>イ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p>	<p>実施要綱別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費</p> <p>※飲食物費を除く。</p>

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の  
年間平均時間数 × 671,000円

② 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下  
「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合

※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童  
の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる  
時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの  
配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登  
録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童  
数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数  
に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置とす  
る場合は、放課後児童健全育成事業③、④又は⑤に基づいた基準  
額を適用する。

1 年間開所日数250日以上

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(1) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位

2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）  
×29,000円

(2) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位

4,868,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）  
×26,000円

(3) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位

4,868,000円

(4) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位

4,868,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）  
×75,000円

(5) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,917,000円

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×20,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

(1) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時  
間数×421,000円

(2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×190,000円

2 年間開所日数200日～249日（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(1) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円

(2) 構成する児童の数が1～19人の施設 1,766,000円

イ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の

年間平均時間数×421,000円

③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合  
※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。

※ 通常、放課後児童支援員1名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わり、補助員1名配置とする場合は、本基準額を適用する。

1 年間開所日数250日以上

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(1)構成する児童の数が1～19人の支援の単位  
2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）  
×29,000円

(2)構成する児童の数が20～35人の支援の単位  
4,088,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）  
×26,000円

(3)構成する児童の数が36～45人の支援の単位  
4,088,000円

(4)構成する児童の数が46～70人の支援の単位  
4,088,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）  
×62,000円

(5)構成する児童の数が71人以上の支援の単位  
2,464,000円

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×16,000円  
（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

(1)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×277,000円

(2)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×125,000円

2 年間開所日数200日～249日（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

(1)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,516,000円

(2)構成する児童の数が1～19人の施設 1,766,000円

イ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の  
年間平均時間数×277,000円

④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合

※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合

も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業1③又は⑤に基づいた基準額を適用する。

1 年間開所日数250日以上

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

- (1)構成する児童の数が1～19人の支援の単位  
1,868,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）  
×30,000円
- (2)構成する児童の数が20～35人の支援の単位  
4,322,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）  
×27,000円
- (3)構成する児童の数が36～45人の支援の単位  
4,322,000円
- (4)構成する児童の数が46～70人の支援の単位  
4,322,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）  
×67,000円
- (5)構成する児童の数が71人以上の支援の単位  
2,565,000円

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×18,000円  
（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

- (1)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×348,000円
- (2)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×157,000円

2 年間開所日数200日～249日（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

- (1)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,646,000円
- (2)構成する児童の数が1～19人の施設 1,086,000円

イ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×348,000円

⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合

※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。

1 年間開所日数250日以上

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）

- (1)構成する児童の数が1～19人の支援の単位

1, 868, 000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数)  
×30, 000円

(2)構成する児童の数が20～35人の支援の単位

3, 452, 000円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数  
×27, 000円

(3)構成する児童の数が36～45人の支援の単位

3, 452, 000円

(4)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

3, 452, 000円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人)  
×53, 000円

(5)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2, 056, 000円

イ 開所日数加算額 (1支援の単位当たり年額)

(年間開所日数－250日) ×14, 000円

(1日8時間以上開所する場合)

ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)

(1)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×187, 000円

(2)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×84, 000円

2 年間開所日数200日～249日(特例分)

ア 基本額(1支援の単位当たり年額)

(1)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 1, 903, 000円

(2)構成する児童の数が1～19人の施設 1, 086, 000円

イ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の  
年間平均時間数×187, 000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については、

- ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
  - ・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合
  - ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合
- のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。

※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。

※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が

	<p>行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</p>	
--	--	--

放課後子ども環境整備事業	<p>放課後子ども環境整備事業（1事業所あたり年額）</p> <p>1 放課後児童クラブ設置促進事業  (1) 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合 12,000,000円  (2) 開所準備経費を含む場合 12,600,000円</p> <p>2 放課後児童クラブ環境改善事業  (1) 開所準備経費を含まない場合 306,000円  (2) 開所準備経費を含む場合 489,000円</p> <p>3 放課後児童クラブ障がい児受入促進事業 552,000円</p> <p>※開所準備経費については令和当該年度に支払われたものに限る。</p>	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ支援事業	<p>放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>1 障がい児受入推進事業 2,059,000円  2 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助） 3,374,000円  3 移転関連費用補助 2,500,000円  4 放課後児童クラブ送迎支援事業  (1) 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,073,000円  (2) (1)以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 536,000円</p> <p>※ 2を除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員等処遇改善等事業	<p>放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>1 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1,678,000円  2 1の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 3,158,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
障がい児受入強化推進事業	<p>障がい児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障がい児を3人以上受け入れる場合  ア 障がい児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,059,000円  イ 障がい児を6人以上8人以下受け入れる場合  (ア) 職員を1人配置 2,059,000円  (イ) 職員を2人以上配置 4,118,000円  ウ 障がい児を9人以上受け入れる場合  (ア) 職員を1人配置 2,059,000円  (イ) 職員を2人配置 4,118,000円  (ウ) 職員を3人以上配置 6,177,000円  (2) 医療的ケア児を受け入れる場合  ア 看護職員等を配置 4,061,000円</p>	障がい児受入強化推進事業の実施に必要な経費

	<p>イ 看護職員等が送迎事業等を実施 1,353,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
小規模放課後児童クラブ支援事業	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額） 643,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 1,369,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</p> <p>※ 飲食物費を除く</p>
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	<p>放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 1,500,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	<p>放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる経費を補助 1事業所当たり年額 300,000円</p>	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置</p>	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当）、通勤手当）、共済費（社会保

	<p style="text-align: center;">対象職員 1 人当たり 394,000円</p> <p>※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。  ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
<p>放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）</p>	<p>放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）  支援の単位ごとに次により算出された額の合計額  11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数</p> <p>※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヵ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヵ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。  ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。  なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	<p>放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費</p>
<p>放課後児童クラブ長期休暇受入支援事業</p>	<p>放課後児童クラブ長期休暇受入支援事業  （1支援の単位当たり年額）</p> <p>① 放課後児童健全育成事業①に該当し、長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）×26,000円</p> <p>② 放課後児童健全育成事業②に該当し、長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）×20,000円</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業③に該当し、長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）×16,000円</p> <p>④ 放課後児童健全育成事業④に該当し、長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）×18,000円</p> <p>⑤ 放課後児童健全育成事業⑤に該当し、長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）×14,000円</p>	<p>放課後児童クラブ長期休暇受入支援事業に必要な経費</p> <p>※飲食物費を除く。</p>